

【 庁 議 記 録 】

- 1 日 時 平成30年 7月31日（火）午後 3時58分～午前 4時18分
- 2 場 所 市長公室
- 3 出席者 市長 副市長 教育長 参与(兼)児童青少年部長
 企画財政部長 総務部長 市民生活部長 福祉保健部長
 環境部長 都市建設部長 議会事務局長 教育部長
 幹 事 政策室長
- 4 欠席者
- 5 会議結果

市 長 これより庁議を開催します。審議事項 1 「平成 30 年狛江市議会第 1 回臨時会及び第 3 回定例会提出予定議案について」の説明をお願いします。

部 長 まず、第 1 回臨時会提出予定議案についてです。

提出予定議案 1 「狛江市介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」は、介護保険法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴う条例の一部改正の専決処分について承認を求めるものです。

2 「狛江市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、現在の委員が 8 月 20 日付けで任期満了となるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により議会の同意を求めるものです。

次に、第 3 回定例会提出予定議案についてです。

提出予定議案 1 から 7 までの補正予算案については、現在整理中のため、内容については来週の庁議で審議いただきます。

8 「狛江市総合基本計画条例」は、市が策定する総合基本計画について、基本的な事項を定めるものです。

9 「非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」は、ハラスメント苦情処理委員会の委員報酬について定めるため一部改正を行うものです。

10 「狛江市国民健康保険事業運営基金条例を廃止する条例」は、国民健康保険の広域化に伴い、本基金を廃止するものです。

11 「狛江市まちづくり条例の一部を改正する条例」は、大規模土地取引の手続等導入のための一部改正を行うものです。

12 「狛江市生産緑地地区に定めることができる区域の規模に関する条例」は、生産緑地地区に定めることができる区域の規模に関する事項を定めるものです。

提出予定議案 13 から 18 までについては、平成 29 年度の決算の認定についてです。

市長 特に意見等ないようなので、案のとおり決定します。続いて審議事項 2「一中通り沿道地区の都市計画の見直し等の検討について」の説明をお願いします。

部長 3月30日付けで岩戸北二丁目周辺地区地区計画を告示し、調布都市計画道路 3・4・16 号線沿道について用途地域等の都市計画変更を行いました。

平成 30 年度は、松原通りから野川緑地公園までの一中通り沿道地区についても後背地の住環境との調和を図りながら、商業・サービス機能等の充実が図れるよう、都市計画の見直しを検討していく予定であり、一中通り沿道地区を都市計画の変更を検討するエリアとして設定しています。

用途地域等については、一中通り周辺にスーパーマーケット等の身近な商業・サービス機能等の都市機能が立地しやすくなるように、変更を検討しています。地区計画の導入については、用途地域等の変更とあわせ、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度の設定、建築物等の高さの最高限度の設定、建築物等の形態又は色彩その他意匠の制限、垣又は柵の構造の制限について検討しています。

今後について、8月31日及び9月1日にまちづくり懇談会で本計画を提示し、意見をいただく予定です。また、10月頃にまちづくり説明会において都市計画原案を説明するとともに、都市計画法第 16 条第 2 項に基づく公告及び都市計画図書の縦覧等を行います。

その後、都市計画法第 17 条に基づく縦覧を行い、都市計画審議会に付議し、平成 30 年度内に都市計画決定を行った上で、31 年第 2 回定例会に改正条例を上程する予定です。

市長 本件について、意見等ありますか。

教育長 用途地域の変更により、第一中学校や市民グラウンドに影響はありますか。

部長 用途地域は変わりますが、現段階では特にないと思われま。

市長 他に意見等ないようなので、案のとおり決定します。続いて審議事項 3「調布都市計画生産緑地地区の変更（案）について」の説明をお願いします。

部長 平成 30 年度は、29 年度に生産緑地地区の買取り申出があり、行為制限が解除されたものについて変更を行います。

削除のみを行う位置及び区域について、全部削除が 4 か所、一部削除が 3 か所であり、削除面積の合計は約 8,460 m²です。変更前は地区数 142 件、面積が約 311,320 m²でしたが、変更後は地区数 139 件、面積は約 302,900 m²となります。

今後について、都市計画法第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第

3項の規定による東京都への同意協議を8月中旬頃行い、9月20日に開催予定である第1回狛江市都市計画審議会において報告を行います。

その後、東京都からの同意書の書面をもって都市計画案の告示・縦覧を9月下旬に行い、11月中旬に開催予定の第2回狛江市都市計画審議会へ付議します。同審議会の答申を受け、都市計画決定告示を行う予定です。

市長 本件について、質問等ありますか。

参与 狛江市生産緑地地区に定めることができる区域の規模に関する条例が可決された場合、生産緑地の最低面積が300㎡となりますが、生産緑地が増えることは想定されますか。

部長 申出があるかによりますが、1haを超える土地が対象になると思われ
ず。

市長 他に意見等ないようなので、案のとおり決定します。

次に報告事項1「狛江市観光大使の整理について」を報告してください。

部長 観光大使の活用について現在の状況に鑑み整理・見直しを行った結果、当
面は近藤春菜さんのみを推進していくことを決定し、安安丸については観光
大使としての任を解くこととしました。

市長 本件について、質問等ありますか。

部長 観光大使として、安安丸はどのような役割を担っていたのですか。

部長 安心安全に関するイベントやその他のイベントに参加して、会場を盛り上
げてもらっていました。

部長 解任の理由について、市民にはどのように説明するのですか。

市長 狛江市では各部署においてキャラクターを設定していますが、安安丸をそ
れらと同等の位置づけに戻すということで理解してください。

部長 市民への周知については、どのように行う予定ですか

部長 現時点では未定です。

部長 観光大使を解くというだけで、キャラクター自体は残るという理解でよろ
しいですか。

部長 そのとおりです。

市長 報告を了承とします。続いて報告事項2「平成30年度狛江市後期基本計
画の指標等に係る市民アンケート調査報告書について」を報告してください。

部長 本報告書は、後期基本計画に設定された指標の現状値に加え、各課から希
望のあった調査、総合戦略のKPIに関する調査、市民の関心のある分野及び
満足度に関する調査の結果を取りまとめたものとなっています。

1ページには調査概要を記載しており、本調査は満18歳以上の市民2,500
人を対象として調査を行い、回収通数は752通、回収率は30.1%でした。

2ページには回答者属性として、回答者の性別、年齢、住所等の集計を記載

しています。9 ページ以降は調査結果であり、調査結果とあわせて、後期基本計画との関連、指標値の推移、回答者の属性別の集計をまとめています。指標値の推移に関しては、平成 29 年度より下降しているものもあるため、今後も指標値が目指すべき方向性へ向かうよう、参考としていただきたいと思います。58 ページからは、市民の関心のある分野及び満足度に関する調査結果を記載しています。

本アンケート結果については、各課において要因の分析等を行った上で、施策の推進に向けて活用してください。

市長 報告を了承とします。

台風 12 号について対応いただいた職員や消防団の方々にこの場を借りて御礼申し上げます。大雨警報が発令され、根川さくら通りの桜の木が折れるということがありましたが、それ以外に大きな被害はなく、何よりでした。これから台風やゲリラ豪雨が本格化する時季を迎えるため、注意していただくようお願いします。

他にないようなので、以上で本日の庁議を終了します。次回の庁議は、8 月 7 日午前 9 時から開催します。